

令和7年度新潟地方最低賃金審議会  
第3回新潟県最低賃金専門部会議事要旨

開催日時	出席状況
令和7年8月5日 9時30分～17時15分	公益3/3 労働者側3/3 使用者側3/3
<p>○主な審議事項</p> <p>1 中央最低賃金審議会からの目安に関する説明</p> <p>事務局より中央最低賃金審議会から示された目安について、以下のとおり説明を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・労働者側の見解として、物価を考慮することが重要であること、Cランク地域の目安から大幅な上乘せが行われている現状も考慮する必要があること等が示されている。</li><li>・使用者側の見解として、物価の上昇は理解しているが、中小企業・小規模事業所、特にCランクの地方では依然として厳しい状況であること、価格転嫁も十分に進んでいないこと、こうした状況下で大幅な賃上げは困難であるという意見が示されている。</li><li>・公益委員の見解としては、三要素（賃金、物価、経済状況）を重視すべきという基本的な考え方が示されている。</li><li>・目安額について 新潟県はBランクであり、目安として引上げ額63円が示された。 また、各地方におけるデータも活用しながら、審議を進めて欲しいことが示されている。</li></ul> <p>2 最低賃金の改正について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・事務局より他局の審議状況について説明。その後、二者協議へ移行。</li><li>・公労、公使別に別室にて個別協議を行い、金額審議を実施した。</li><li>・労使双方に歩み寄りに向けた議論を促すも、労使双方の提示額の主張の隔たりがあり、合意に至らなかった。</li><li>・次回第4回専門部会において、公益委員見解を提示し、労使双方からの意見を求めたうえで公益委員見解を確定することとした。 併せて、専門部会報告が取りまとまったときは、採決まで進めることとした。</li></ul> <p>なお、二者協議で労使双方から行われた金額提示とその根拠等の概要について、部会長から以下のとおり説明があった。</p> <p>(労働者側の提示額)</p> <p>3回提案が行われ、最終的に連合リビングウェイジの2024年のデータである1,130円を基準に、現行の最低賃金985円との差額145円を2年間かけて達成する目標が示され、145円を2で割った72.5円を切り上げ、73円の引上げが提案された。時間額は1,058円である。</p>	

(使用者側の提示額)

第2回専門部会と同様、引上げ額を40円とし、時間額を1,025円とする案が一貫して提示された。

なお、提示額に関して使用者側から以下のとおり意見が示された。

- ・最低賃金の3要素から見てもこの金額は妥当であること。
- ・引上げ額40円でも事業者への打撃は大きいこと。
- ・最低賃金は「ペナルティ」や「罰則」のような強制力を持つものであることを、考慮した数値であること。
- ・社会保険料の負担などを考慮すると、40円以上の引き上げは難しいこと。
- ・中小規模事業者に大企業以上の賃上げを強いることは、法令違反として摘発するに等しいこと。

最終的に労使それぞれの提示額として、労働者側の73円引上げ(1,058円)と使用者側の40円引上げ(1,025円)が示されたが、この間には33円の開きがあり、話し合いによる差額の解消は困難であると判断されたことから、公益見解が示されることとなった。

### 3 答申の有無

無

### 4 今後の見通し

- ・次回、第4回専門部会を令和7年8月6日午後1時00分から開催すること。
- ・公益見解が伝えられること。

併せて、専門部会報告(案)の採決がなされた場合、確定した専門部会報告を同日午後1時に開催予定の第3回審議会(本審)で報告する予定であることを伝達した。

※公開状況：傍聴人5名 0社0名